

予算特別委員会会議録(5)			
日 時	平成10年6月16日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時32分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	大橋委員長・見楚谷副委員長・中村・鈴木・松本・斉藤(05大島類に交代)・秋山・佐野・佐々木(勝)・武井・琴坂・高階 各委員		
説明員	市長、本保監査委員、平野・小原両助役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、国体準備・樽病両事務局長、保健所長、消防長、土木部参事、他関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に鈴木・秋山両委員を指名。付託案件を一括議題とする。

この際、理事者より発言の申し出を許可する。

市長

旧小樽市農協に対する土地取得による支援について、種々審議をいただいているが、当初、要請の主な理由であった不良債権・退職給与引当金の積立不足額は、合併時点での決算資料では解消されているが、実質的な赤字体質には変化がなく、後年度への負担は新おたる農協へ引き継がれている状況なので、市としては市内の農業振興の立場から支援は必要と考えている。したがって、今議会に提案した補正予算案については議決をお願い申し上げるがその執行については一時留保し、新おたる農協から改めて説明並びに要請をさせる等、議会の理解をいただいたうえで執行したいと考えている。

なお、これまでの調査の概要について経済部長より報告させる。

経済部長

旧小樽市農協に関わる調査結果の概要について、まず報告が遅れたことを深くお詫び申し上げます。旧農協では厳しい農業環境を生き抜くために合併という途を選び、今年の3月1日の合併実現に向けて不良債権や退職給与引当金の積立不足額や赤字の解消等、合併に必要な条件を満たす為に、役員・構成員の自助努力は勿論、所有する不動産の売却に主な資金調達源を求めたが、なお不足することから市に支援を求めてきた。合併実現をはかるには、不足原資をいかに早く満たすかが課題であり、所有していた不動産の売却益その他のやりくりにより不足分を解消し、合併の絶対条件である黒字決算117万1,000円を計上し、新たなスタートを切った。(詳細については資料に基づき説明)

斉藤委員

理事者の報告を受けて、これまで主張してきたことがすべてそのとおりであり、今説明のあった経理の内容については質問しない。今回は執行を見合わせる、予算を凍結するということだと思う。今後どんな条件が整ってどのようにするかという手順・方法論は考えているか。

経済部長

いったん保留するということであり、具体的なことはまだ考えていない。

斉藤委員

ぎりぎりの時点での決定なので、細部についてはこれから詰めてほしい。

一連の議論の中で強く感じたことは、与野党にとらわれず議会のチェックを通じて施策の一つ一つに行政と連帯して責任を負うのだということ、もう一つは、行政の調査の限界である。ほとんどの理事者がこの問題を見過ごしていたが、いざ調査しようにもプライバシーや経営体の自己責任等の壁があり、あたかも所管理事者に重大な過ちがあるかのように見えてしまうが、それはなかったと今でも信じている。また、市長におかれては我々の主張を真剣に受け止め公平に判断していただいたその英断に感謝したい。何か感想があれば伺いたい。

市長

先程来お願いしている事に関して、よろしく願い申し上げますということに尽きる。

休憩 午後1時20分

再開 午後1時22分

委員長

これより総括質疑に入る。

大島委員

フィッシュミールについて

未収になっている債権について、連帯保証人に対してどのように回収に取り組む考えなのかを尋ねる。まず、平成10年度にどのような請求方法をとったのか。

商工課長

平成2年から第1回目の納入ということで行っているわけだが、一方で年度末に納付期限を定め、本年は3月30日が納期限となっており、これにあたり3月16日付でフィッシュミール協業組合理事長宛てに損失補填金の支払を請求し、併せて連帯保証人に対しても経済部長名で組合にも同内容で請求している旨を通知した。結果として納入はなかったため、4月17日付で再度、納入の督促の形で理事長宛てに要請を出しているが現在のところ納入はない。

大島委員

各連帯保証人はどのように考えているのか。

商工課長

9年4定で委員より種々のご指摘を受け、連帯保証人については、昨年11月から今月末までに本人が死亡し遺族と連絡の取れない1件を除き、6件(法人2件・個人4件)にあたり、かつて約束した内容の確認と法人の経営状況や支払いの意向について伺い、個人についても、年金生活者や相続人の生活実態の把握に努め、市としての趣旨を説明して今後の支払等についても意向を伝えたところである。

大島委員

相当の時間が経過し、それぞれに生活環境も変化しているが、連帯保証人という重い責任は免れ得ない。今後もうやむやにならないよう、回収に向け一層努力してほしい。

祝津副港について

改修計画については1定でも質問したが、その後、4月3日にはヨット協会関係者・祝津マリーナのボートオーナー・市経済部長・次長・課長・係長・道の関係担当者で協議した。道側としては何とか協力してほしいということだったが、協会は到底この案のままではめないと反対した。その結果、5月5日に後志支庁・土現からヨット協会に初めて工事内容の説明があり、そこでもやはりいろいろな発言があつて、協会の案を出してもらって再度協議しようとなった。

5月31日の協会の総会で、資料のとおり5つの「基本的な姿勢に関する事項」が確認され、6月1日に道に示されたが、これら一つ一つに対する回答なくして協会案は出せないとのことから協議がなされ、その後「改修に関する小樽ヨット協会の案」ができた。この協会案と道が示した当初案を見比べてどう思うか。

水産課長

道の当初計画では幅を1.5m張り出し延長は5.2mの係船施設をつくるものだったが利用者であるヨット協会の方々から水面が狭くなるとの指摘を受け、検討の結果それを変更したものと考えている。

大島委員

私も会議に出席していたが、当初計画は白紙に戻ったと受け止めている。6月1日に協会案の第2～4項目については行い、当初計画にはなかった斜路も現地調査のうえ行くと決定し、6月14日には土現・市水産課・ヨット協会との打ち合わせもあった。そうすると「老朽化しており通路も必要だから幅3.5mを確保するため1.5m広げなければならない」と今まで理事者が議会に説明してきたことは削られたわけだ。協会としては利便性が高まるから大歓迎だが、これでは全くの設計変更ではないか。

この工事については繰越明許になっているが、道からどの程度の額だと連絡があったのか。

水産課長

現在検討中とのことで承知していない。

大島委員

改修されることについては関係者は喜んでいるが、今までのようないい加減な調査方法で進めてほしくはない。特に議会に対して誠意ある答弁をしてほしい。

経済部長

言葉足らずもあり、誤解を招くような答弁をしていたかもしれない。非常にご迷惑をお掛けしたと思う。

大島委員

道有地内に民間のクレーンがあるということで会計検査の指摘を受けたというが、これについても過大な設備にならないようにしてほしい。また、同じ道有地にありながらガソリンスタンドについては一向に計画に載ってこないが、平成10年度分として1億500万円計上されている事業の中ではどのように考えているのか。

水産課長

道に確認したところ、護岸に入っているのかどうかきちんと測量されておらず、この事業の中に入っているとは聞いていない。

大島委員

前議会で提出された資料には事業に入っているものとして説明したのではないか。ガソリンスタンドについても許認可がいつどのような形でなされたのか調査報告すると答弁したがまだされておらず、不誠実ではないか。道では平成8年に測量しており、知らないということにはならない。今後ガソリンスタンドをどのように取り扱うのか。同じ民間施設でありながらこれには何の音沙汰もなく、他方には強制撤去するというのはおかしい。こうした事実を考慮に入れて計画を立ててほしい。

松本委員

銭函第2墓地について

使用申し込みはどの程度あったのか。

戸籍住民課長

250件の申し込みをチェックした後、最終的には227名が実際の抽選に臨んだ。全体は200区画なので、27名が外れたことになる。

松本委員

戦後初ということで、全市から応募があったと聞く。当選した200名は使用料6万円を支払って既に事務手続が終了しているのか。また、外れた方々にはどのようなフォローをしているのか。

戸籍住民課長

200名の内6名の辞退等があり繰り上げとなった。残り21名については市内14カ所の墓地造成事業の中で、潜在的需要として優先的に割り当てていきたいと考えている。

松本委員

当該墓地については、まだ土地に170区画分の余裕があり、現状は業者の資材置場だと聞く。21名のためにも早急に補正を組みさらに造成することはできないか。

市民部長

仮に9月議会に補正を組むとしても実際の造成は10月以降となり、時間的に難しい。また、塩谷・中央両墓地も40区画供給しており、今年度の全体供給量は240区画だが実際、市内石材業者が1年間に墓石を建てるのは200区画が目一杯なので、年内に全て建立するには無理がある。したがって残りの方には、次回の造成にあたり十分配慮するとご案内している。

松本委員

次回までと待たせることなく、今から確保できるようにしてぜひ安心させてほしい。

P F I (private finance initiative)について

市としてはどのような考えを持っているのか。

審査室長

民間資金を導入して民間で公共施設を建設し、行政がそれを借りたり買取るなどの方法で社会資本を整備するものである。今国会でも議案が提出されたが、継続審議の見通しであるとも聞く。詳細については分かりかねるところもあるが、今後も関心をもって見極めていきたい。

松本委員

国は推進に向け準備中であり、道や札幌市でも検討中である。小樽市としても、具体的にどんな手法が適しているか等の検討をしていくつもりはないのか。

平野助役

P F Iについては、各種の法整備や規制緩和等これからやらねばならないことがまだある。それを踏まえて検討していかなければならない。P F Iかどうかは別にしても、当市においては既に民間が学校を建設して市が買収した例もある。それも含め今後検討していきたい。

松本委員

今後、手宮線再利用や病院新築等において「ウルトラC」の手法になりうるのではないかと。また、適正配置による学校新築においても検討に値すると思う。

指定金融機関の変更について

拓銀破綻に伴い、各市町村の指定金融機関の変更が続々と発表されており、拓銀から北洋銀へ、あるいは地元信金へといういろいろある。これは議決案件でもあるが、当市では今後どのようなスケジュールでこの問題について考えているのか。

財政部長

今までと変わらぬ水準での公金管理を初めとした出納事務や市民の利便性の確保が必要と考えている。現在、指定金融機関である拓銀から北洋銀行への営業譲渡日が11月16日の予定であるので、道・札幌市・各市の状況や銀行の作業状況も勘案しながら、3定に向けて考えたい。

鈴木委員

ボランティア活動における各スポーツ団体の取り扱いについて

子供たちは悪化した教育環境のもとで勉強しなければならない現状にある。戦後50年経つが、子供たちをめぐっては殺人・暴行傷害事件やいじめ・不登校等、いろいろな問題が発生しており、文部大臣も異例のメッセージを発した程である。そういう混沌とした状況にあるのは、どんなことに原因があると考えているのか。

(教育)指導室長

いじめや不登校、校内暴力の発生など、子どもを取り巻く問題は依然として心配な状況にある。文部省や中教審の答申では、子供たちに生活体験や自然体験などが不足し、思いやりの心が育っていないことが指摘されており、社会全体で子供たちにしっかりと規範意識を身につけさせ、あるいは、一人一人ときめ細かに対応することが必要である。特に心の教育の推進が大切である。

鈴木委員

心の教育の不足が大きな原因と思う。昔から「健全な肉体に健全な精神」というが、人間教育、心の教育が今見直されており、とりわけスポーツは大切と考える。私の学生時代には、中学校ではあらゆる分野の部活動が行われ

ていたが現状はどうか。

(教育)指導室長

クラブ活動は学習指導要領に明記されており、各学校の教育課程の中に位置付けられている。但、中学校においては1時間のコマの中で行われるのではなく、部活動で代替されている。体育系・文化系クラブは子供たちの希望を調査をして決定している。子供たちにとって部活動は楽しみであり、体育系に人気があるが文化系では、パソコンや家庭科クラブなども行われている。各学校では全員参加を原則とし、実際もほとんどの生徒が参加していると報告を受けている。

鈴木委員

文化系が多様化する反面、スポーツクラブ系の種目が激減し子供たちの選択肢が狭まっている。指導教師が転勤などでいなくなれば、そのスポーツクラブは行われなくなるということもあるためと思うが、こうした面も心とかからの教育が欠けている原因の一つになっているのではないか。

一方、一般社会には 少年団や チームといった非営利団体がたくさんあり、ボランティアで子供たちを指導しており、学校教育に欠けている面を補っている。その数を把握しているか。

社会体育課長

昨年度市内のスポーツ少年団に登録している団体は27団体・約800人である。

鈴木委員

登録加盟しているものにはどんな種類があるのか。

社会体育課長

競技種目はサッカーが一番多く、その他野球、空手、水泳、バドミントン等がある。

鈴木委員

それに未加盟のものについても把握しているか。

社会体育課長

体操ジュニアクラブや陸上ジュニアクラブ、スキーレーシングクラブ、少年野球連盟、少女ソフトボール連盟等にそれぞれ加盟しているものもある。

鈴木委員

ボランティアで子供たちの健全な精神・肉体を鍛えているこれらの団体の活動に対してどのように考えているか。

社会教育部長

各団体は青少年の育成に力を尽くしており、感謝している。

鈴木委員

単に競技に勝つということだけではなく、もっと大事なものがある。厳しい練習を通してチームワーク等多くのことを勉強できる。座学も大事だが、こうしたこともバランスのとれた人間形成に必要である。子供たちの育成という観点から、幅広くこれらの団体に対し市としても表彰してはどうか。

社会教育部長

表彰するにしても、その基準・機会・範囲等の検討が必要と思う。他の部署とも連絡をとりながら研究してみたい。

鈴木委員

前向きな回答を得たと思っているが、助役はどう考えるか。

平野助役

社会教育サイドとしての表彰の他にも、必要に応じて市長部局としても行っている。そのなかで、ご指摘の観点

からの表彰がなじむのかどうか市教委とも検討したい。

高階委員

農協支援問題について

これは農業委員会でも早くから俎上にあり、経済部からも早い機会にレクチャーがあった。農協の財務内容が明らかでなく、簡単には公金を支出できないのではないかとこのやり取りもしていた。昨日今日の問題ではないことは指摘しておく。

日本の農業は大変苦勞している。我が党は農業は基幹産業であり、食糧は自国で賄えるように、農家も経営が成り立つようにという考え方を持っている。

民間団体である農協と市の関係はどのようなものなのか。

今なぜ農協はあちこちで合併しなければならなくなっているのか。小樽市農協では、一度総会で合併を否決されたが最終的には合併するとなったが、どんな経緯によるのか。

農協の抱える不良債権が生じた理由は何か。

(経済)里副参事

農業協同組合法では、指導監督庁は道であり市との直接的な法的係わり合いはない。

平成6年11月に北海道農業協同組合の大会で、合併の必要性を論議し、全体で219団体を広域合併して37団体までにすると決議したと聞いている。

農業従事者の高齢化・農産物価格の低迷等による生産量の伸び悩みや、後継者難による離農などが原因と聞いている。

高階委員

なぜ219団体から37団体にまとめなければならないのか。

(経済)里副参事

後継者難による組合員の減少や価格低迷により農業経営が逼迫し、体質強化を図るためといわれている。

高階委員

米の輸入自由化騒動の前から、農産物の輸入をどんどん進めるなど農家の経営が立ち行かなくなったのは、ひとえに国の農業政策に責任がある。こうしたことについてはどう考えているか。

経済部長

日本の自給率はカロリーベースで42%となっている(1990年数値で、フランスは143%・アメリカは113%を確保)が、農産物もやはり国際経済の中に組み込まれている以上、自由競争の中でどう生き抜くかという面の様々な工夫が求められている。そのために、また、国民の食料確保という大きな役割を果たすためにも、合併による体質強化を目指しているものと思う。金融事業もあるが、それはビックバンが一因になっていると思う。

高階委員

国政のあおりを受けて、一地方自治体・一農協が何故苦勞しなければならないのか。解決する責任は国にある。農協連合会や農林中金による支援体制はないのか。

(経済)里副参事

各合併農協の作成する合併経営計画書の中で不良債権処理方針を打ち出しており、回収困難債権について債権回収委員会を設け、旧役員が責任をもって処理するが、3分の1という上限で系統支援を受けることができるとある。

高階委員

市は行革の一環として、遊休資産の整理をうたっているが、今回の不動産買取りはその方針に逆行するのではないか。

経済部長

旧小樽市農協は所有する資産を何とか売って、合併に漕ぎ着けたいと考えたもので、その提案を受け、我々としてもどう活かしていくかを考えた時に、例えば、末広町の土地は手宮公園に隣接しており利用価値がいろいろと考えられ、また、塩谷の土地は市有林に隣接しており森林保護の観点からも一体管理が考えられるという趣旨から判断した。

高階委員

もっと根本的な問題があると指摘しておく。

市民センターの住民訴訟に関わる補正予算について

この裁判はどのような経過を経て最高裁まで進んだのか。

総務課長

この訴訟は、平成5年8月4日に中沢英悦氏他11名が札幌地裁に対し、小樽市長個人を被告として訴えの提起をしたものである。その内容は、「被告は小樽市に対し1億2,751万3,470円及びこれに対する平成5年1月22日から支払済まで年5分の金員を支払え」ということと「市民センターの底地の買収価格は借地権控除が十分でなく、適正価格を著しく超えるもので、市長の裁量権を逸脱し違法である」というものである。平成8年9月17日の請求棄却判決を不服として、原告は同年9月30日に札幌高裁に控訴したが、9年8月28日に控訴棄却の判決がなされた。さらに9月11日に上告し、本年2月27日に最高裁の判断が下った。その内容は一審とほぼ同様である。

高階委員

裁判所の判断というのは、本件土地の売買価格は適正とは言い切れないが違法とは言えない、というものである。一般に、道路拡幅の補償についても借地権をどうみるかで補償額も変わってくる。この判決を受けて、今後こうした問題について税金の問題も含めてどう対処したらよいと考えているのか。

平野助役

一般的に、借地権の問題についてはこれといった決め手が無く、従来から買い手と売り手の折衝の中でやってきた経緯がある。しかし、最近ではほぼ考え方が固定してきている。

我々も公共的な補償については一定の基準を設けており、それに沿った評価をしていきたいと考えている。

高階委員

一定の基準というが、その中身についてどう考えてるのか。

平野助役

借地権の中身は難しく、ケースバイケースで決めていくというふうと考えている。

琴坂委員

築港再開発について

西協議員の代表質問で、裁判には敗けたが判決文中に「この事業がマイカルとJRに利益をもたらすものであるが…」とあり、応分の負担を求めるべきではないかと尋ねたのに対し、市長からは、見返りとしての負担は求めないとの答弁だった。以前から、一定程度の財政支援は求めていきたいと答弁していたと記憶しているが、その話は無くなったということか。

市長

特定の地権者や企業に利益をもたらすものではなく、地域全体のための事業であると判断しており、見返りとしての負担を要求する考えはない、との趣旨で答弁した。

まちづくりに対する何らかの支援・協力という意味では、現在もなお話し合っているところであり、時期は別として、先方から何らかの意思表示がなされるものと思っている。



琴坂委員

保護課元職員の不祥事について

事件の内容はマスコミ報道を通して理解している程度であり議案審査するためにも、より具体的に説明せよ。

保護課長

1月28日に関係者からの「不正受給がわかって担当者に5万円を持参するように言われたが領収書等の発行はないのか」との問い合わせの電話が発覚のきっかけである。その後、該当職員を調査した結果そういう事実はなかったと返答したところ、その方が警察に告訴して今回の事件となったものである。逮捕の直接のきっかけはこの5万円の収賄罪だが、その後、6人に対し10件、被害総額166万円の詐欺事件が発覚した。

琴坂委員

詐欺事件の内容は、どのようなものか。

保護課長

生命保険を解約させ、その解約返戻金を詐取したケース。簡易保険の解約返戻金を詐取したケース。厚生年金脱退手当金の手続きをさせ、市に返還すると偽って詐取したケースが2件。雇用保険の受給を知り、それを市に返還すると偽り4回にわたり詐取したケース。仕事をして受けとった賃金を市に返還すると偽って詐取したケースである。

琴坂委員

それらは、警察の取り調べによるものと思うが、市独自の調査は終わっているのか。

保護課長

6月12日に判決が下り、同月26日に刑が確定する。その後、証拠品として押収されたケース台帳等が返還されてから再点検・独自調査をすることとなっている。

琴坂委員

ケース記録等が押収されており、まだ独自調査も終わっていないうちに処分を行うのは早まっているのではないか。

以前にも一旦支給された生活保護費を返還すると偽り、公金横領として扱われた事件があったが、今回の事件も公金横領ではないのか。

保護課長

警察・検察・裁判所の判断によるものと考え。確かに業務上の立場を利用した犯罪であるが、市として会計上の処理やケース上の決定などなされていないということで、公金と認定されなかったのではないかと思う。

琴坂委員

そこが時期尚早だったのではないか。公金であるか否かの判定は職員の処分に関わる。

公金であれば職務上の責任は重大だが、ケースワーカーの立場を利用したにしても単に外で事件を起こしたのなら、どの程度まで責任を問えるのか疑問である。

公金との認定がない場合、当該生保受給者には不正受給分返還の義務が残る。関係団体からもこの件について申し入れがあったと聞くが、それは念頭になかったのか。

生保受給者は、市に返還せよと言われたらどういう事務手続きによって返還するのか全く知らされてない。今回もケースワーカーの指導によって返還の意図で市役所に持参したものだから、受給者にしてみれば決着済である。どうすれば公金と認定されるのか。

福祉部長

関係書類が押収されており、取調べ・公判の中で承知している範囲内の答弁になっていることをご理解願いたい。

公金の扱いについては、当該職員がケースに収入のあることを知る方法があったのか、色々な方法が考えられる

ので、現段階では公金だとの判断に立てない。但、職務に対しては受給者とケースワーカーとの関係からすると、微妙な問題があるのではないかと思うが書類が押収されているので、処分の問題は別として、事後対応についてはもうすこし時間をいただいて検討しなければならないと考えている。

琴坂委員

警察の取り調べを鷓呑みにして職員を処分したことには、ますます疑問を持つ。

今回の事件が起きたのは、個人的資質によるものなのか、それともシステム上の欠陥があったためなのか。

警察の調査で明らかになったのは平成8年5月からの部分であるが、ケースワーカーとなった平成5年から7年までの間にこの種の事は全く無かったのか。これで済まないのではないかと危惧する。弱い立場にある生保受給者なので、知っていると言わないことが心配されるが、これ以外にないと言い切れるのか。

保護課長

第一は資質の問題と思うが、チェック体制の甘さもあったと考えている。

独自の調査を試みなければ何とも言えない部分もあるが、現時点で過去の事柄に対する苦情等はないので、なかったと考えている。

琴坂委員

こういう人物を配置した人事異動に問題はなかったのか。任命した側にも問題があると思うがどうか。

総務部長

異動にあたっては、個人の能力・職務内容・職歴・所属長の意見等も参考に適正な人事配置に努めているが、今回の事件から結果的にみて、配置に問題があったのかなと反省している。

琴坂委員

警察はどのような意図で立件しようとしたのか。2月11日の逮捕まで市側は事情聴取に応じている。にもかかわらず市役所に家宅捜索に入っている。ケース記録については生活保護法に基づく事務処理だから本人が証拠隠滅を図ることは極めて難しい。何故、家宅捜索したのか、市当局として疑問はないのか。

福祉部長

家宅捜索そのものの必要性については警察の判断であり、事前にそのことについて意見を言う立場には無かったので、ご理解願いたい。

琴坂委員

警察がこれほど大掛かりな捜査をした根底には、公務員の贈収賄としての立件を考えていたのではないかと思う。

保護課元職員の不祥事に関わる職員の処分について

すでに職員に対する責任を問う処分が行われているが、庁内でも、これは下に重い処分ではないかという声がある。係長職で考えた場合、職員の義務違反というのはせいぜい訓告程度ではないかと思う。しかも、公金横領でもない。職員が詐欺事件を起こしたことについて、直接の上司の故をもって係長職にかくも重い処分ができるのか疑問に思うが、処分の根拠を示せ。

職員課長

係長職は、日頃から所属職員について上司として注意を払っているが、チェックを行いながらこのような事件を未然に防げなかったこと、さらに、事件発覚後の事務処理において適切さを欠いていたことから地方公務員法第32条、第35条に違反しており、同法第29条第1項第1号及び第2号の規定により処分を行ったものである。

琴坂委員

地方公務員法第27条では「職員はこの法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない」となっている。これは一般的に市役所に働く職員には市長を頂点とした上下関係があるが、一方、公務員は全体の奉仕者、市民の公務員であるので、事由なく使用者側の意図によって不利益を受けることを防ぐ意味がある。第3

2条に該当するとして処分された訳だが、これはこじつけではないのか。どのような場合にこれに違反したとなるのか。

職員課長

一般的には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務に違反していると考えている。

琴坂委員

小樽市事務分掌規則において、係長は上司の命に従わなければならないということだと思うが、地公法第32条に関して、そのような上下関係があるからといって、通常時においてもいつも職務命令が発せられているという関係ではないという判例もある。この事件にかかわって上司から職務命令は出されていたのか。それに違反したということなのか。

職員課長

職務上の命令というのは、事務分掌上の長の命を受けて事務を処理すること以外にも、日頃から係長会議あるいは研修会等を通じて、ケースワーカーあるいは査察指導員として必要な職務上のことについて指導していたと理解している。

琴坂委員

日頃から係長は職員を監督してこなければならぬ、注意深く指導してこなければならぬと言うが、事務分掌規則第4条では、職員の指揮監督権は課長にあると定められており、逆に言えば、係長職には職員の指揮監督権はない。それを、職務命令で監督せよということがありえるかは別としても、先程の課長の答弁のように、市の規則の中では絶えず係長というのは上司の命に従うという上下関係にあるのだから、職員の指揮監督権は当然とするのは、法解釈上当たらない。職員の指揮監督権が係長にあるということになると、そこら中に指揮監督者がいることになり、職員は困ってしまう。これは間違っていると思うがどうか。

職員課長

処分として係長・課長・次長・部長を含めた中でやっているので指揮監督という言葉を使ってしまったが、本人宛ての処分の説明の中には、監督として記載しており、我々も係長に指揮監督権があるとは思わないが、少なくとも監督権はあるだろうと、また、先程言ったような事情の中で指導もしていると考えている。

琴坂委員

一人の職員を処分するのに、監督権が「あるだろう」という曖昧なことでは処分できないというのが、地方公務員法第27条である。つまり、処分できるのは、法あるいは規定の中に監督権は係長にあるということが明らかにされている場合であり、これは見当違いではなかったのか。

総務部長

第32条の場合、指揮監督というのが、上司の職務上の命令に従わなければならないとなっており、係長と係員の間には上下関係があるので、そのような意味では一応監督権はあると解釈している。

琴坂委員

それは一般的な話である。このような事件において処分の対象になるということは、この事件が起こる前から、その事件の処理について職務命令が発せられたかどうかが問われると思う。しかし、そのような関係にはない。係長がこの事件に関して重い処分を受ける根拠として第32条は当たらないということは指摘しておく。

次に第35条の問題であるが、何故これに違反したのか。

職員課長

第35条の職務専念義務違反であるが、すべての職員は事務遂行に当たり全力で専念しなければならないとなっており、本件の場合、2年間もの長期、計11回にわたり、しかも担当しているケースのほぼ1割にあたる件数の不正が、面接室において行われていたことに対して係長が気付かなかったということ、また、保険あるいは預金等

の一斉調査を行っていて、これらが適正に処理されていなかったこと、さらにまた、事件発覚後の事後処理に適正を欠いていたことから第35条に違反していると考えている。

琴坂委員

職務専念義務違反というのは、市役所に出勤してから帰るまで、ひとすじに仕事のことを考えていなさいとか、一般的な注意散漫であったとか、仕事上、見落として失敗したとか、そういう状況ではない。第35条は、民間の雇用契約にあたるものとして、職務に専念する義務を課したものと解釈されている。答弁のような解釈で職員を処分したら、どういうことになるのか。仕事で失敗しなかった人はいない。ここにいる理事者の方々も失敗を基に今日の地位・経験があるはずだ。そのことをもって職務専念義務違反を問うことはできないと思う。

監査委員からこの件に関して異例の監査意見書が出されている。それには「ケースワーカーとしての本来の職務を離れ、個人的な意図に基づく行為であり、関係書類にも記録されていない。」と監査結果を報告している。監査委員が認定したのは、個人的な意図に基づき職務から離れた行為ということであり、ある意味でこれは詐欺事件ということと一致してくる。他方、今回の場合は当該職員が全てを隠して記録していないわけだから、関係書類にも記録されていないものについて、査察指導員や係長職がチェックのしようがなかったと思うがどうか。

職員課長

監査委員の意見については、深く受け止めているところである。

係長にはチェックできないのではないかという点については、保険・預金については一律の調査を行っており、決裁を受ける段階で適正にチェックされていれば今回のようなことは防げたのではないかということが一つある。

もう一つは、今回のケースでいうと、保護費の戻し分に関わる対応について、不十分な点があった。こういったことから、係長・査察指導員としての責務を果たしていたとは考えておらず、懲戒審査委員会の答申等を受けて、処分を行ったものである。

琴坂委員

公務員であるから、公務員法に拠らなければ処罰はできない。査察指導員として不適格であればその職を解けばよいが、その故をもって処分の対象にはならない。

先程職員課長より、あたかもこのケースについて全部記録済みであるかのような答弁だった。つまり、生命保険や雇用保険の受給があり、こうしたものがすべて記録されていて、それを見落としたと答弁しているようだが、その事実関係を尋ねる。

福祉事務所では、処遇困難ケースというランク付けをしている。つまり、活用すべき資産が残されているとか、より指導が必要なケースについては、1人の査察指導員が500件も600件もケースを持つわけだから目が届くはずが無いということから、ランク分けをしてA1・A2についてはケースワーカーと査察指導員が同行して指導するというルールを作っている。今回のケースの場合A1・A2にはランクされていなかった。つまり、その所在が隠されていたと理解しているが、事実関係はどうなのか。

保護課長

新規等の申請があった場合、本人の同意を得て生命保険や預貯金について一斉調査するわけだが、このうちの2件については一斉調査の中に照会をしていたという事実を確認している。

日頃から、極力同行訪問をするよう、指導している。

琴坂委員

ケース記録が押収されていて、まだ返ってきていないので知りたいことも、実際資料を見なければわからないという状況のもとで、単純に第32条と第35条をあてはめて処分したということには承服し難い。何らかの意図が働いて早期にこの処分が強行されたのではと思うし、係長職のフルネームまで公表して、あたかも当該職員と共謀していたような印象を撒いているのは許し難い。ましてや議会に対して説明もないのに詳細な記者会見をする

というのは全く問題だと思う。これはケース記録が返ってきた段階で、また、ひきつづき追及していきたいと思っている。

関係団体からの申し入れにもあるが、職員の中に生保受給者に対する蔑視的な考え方がなかったのか。福祉事務所全体として、生活保護の受給を「権利」として当然視する気風が足りなかったのではないかと思うがどうか。

福祉部長

今回の事件を考えると、そうした配慮に一部欠けていたかもしれない。しかし、私どもは日頃から職員研修や「市長と語る会」を通して31名のケースワーカーに生活保護法の趣旨について十分説明し理解を得ている。この関係団体からの申し入れにあるようなことはなかったと思うが、近々団体の方とも会い、また、今後はこのようなことのないよう職員とともに十分研究していきたい。

琴坂委員

相談室の業務内容について

平成9年度の相談件数、生活保護申請件数及び却下件数を示せ。

保護課長

494件の内、申請に至ったものが298件、却下したのは2件である。

琴坂委員

生活保護の申請は国民の権利として保障されている。来訪者にその意識がなくても応ずるものはその意識で対応しなければならない。しかし、数字を聞くと、現状ではその申請権を侵して受理の段階で相当なふり落としをしているのではないか。

保護課長

基本的に保護申請の意思表示のある相談者からは全て受理しているが、中には生活保護制度を知りたい・手持金等の関係でその時点で申請するのは如何かというケースもあり、十分説明の上、本人の意思に委ねている。今後とも申請権を尊重して対応していきたい。

琴坂委員

現実はそのようになっていない。年間約500件の相談に3人の職員が当たっているが、全くケアがないと感じる。申請権を尊重するならば、1カ月経っても2カ月経っても再訪することのない場合に、こちらから問い合わせするということはないのか。

保護課長

相談室としてそのようなケアはしていないが、民生委員を通じて状態等を把握する場合はある。

琴坂委員

相談室は、従来の生活保護面接を超えてあらゆる福祉の相談に対応でき、その場で福祉五法に関する申請ができるようにとの目的で設けられた。しかし、1日2件足らずの業務なのだから、この程度のケアをやって然るべきである。検討の余地があるのではないか。

保護課長

確かに福祉五法に関わる相談も行っているが、その他に要否意見書の発行・諸証明の発行・浮浪者の移送なども行っている。相談業務も1件につき2時間程度必要である。

ケアの問題については、今後保護課の中でどうあるべきか検討したい。

琴坂委員

「血の通った福祉行政」というのであれば、この程度のことはすべきと思う。

本人が何回か申請したが受理してもらえず、議員のところにも相談に来る場合があるが、再び申請したときに前回の状況そのまま受理されているケースが幾つもある。早目に受理していればその時点から保護が開始されていた

のに、その間に借金をしてしまう。「3回も行ったが、警察の取り調べの様でもう行けなかった。」とも聞く。相談件数として扱うものと保護申請として受付けるものとは市民の権利として厳格にしてほしいがどうか。

福祉部長

個々に様々なケースがあり、ご指摘のようなことになる方もいるだろうし、逆に資産活用や自立更生の指導支援も可能な場合もあるが、何といても「温かい対応」が生活保護行政を進めるうえで一番大事なものと考えている。相談件数については、生活保護以外にも申請業務があり福祉五法を含めて全体的な福祉の相談を受けており、よく部内で検討したい。

休憩 午後3時45分

再開 午後4時00分

佐々木(勝)委員

心の教室について

見えない部分の問題は簡単に解決できるものではない。行政に求められるのは、教育の場面では子供が主役で大人は脇役に徹するという姿勢である。これまで教育委員会は、適正配置や余裕教室の問題の際にも「方向性について検討中」とのことであったが、なぜ今補正予算を組んで長橋中に心の教室を設置する必要があったのか。

学校教育部長

最近の生徒が悩みやストレスを抱えていることが社会問題化しており、文部省も我々もそれに対する取り組みが非常に大事だと認識に立っている。長橋中としたのは、市内で最も生徒数の多い学校であることによる。これから順次段階的に整備していきたい。

佐々木(勝)委員

文部省直轄ではなく道を経由しているものだから、一定の集約段階があったが、現段階とは若干違いがあるように思うがここに至った経過はどのようなものか。

学校教育部長

メニューが示されたのは5月に入ってからである。道教委からの事業説明を受けた中で取り組みの照会があったが、第1次集約では短期間には困難と回答した。その後、具体的に詳細が見えてくる中で、継続して検討を重ねた結果、6月に入り今回の補正にあげるぎりぎりのところで追加認定を受けた。

佐々木(勝)委員

校長には伝えたと言っても、現場での混乱はないのか。話し合いを通して理解を十分得ているのか。夏休みまで間もない中で、業者発注もしなければならないことも考えると、今後の手順はどうなっていくのか。

教育長

平成8年の教育委員会の全国会議において、小学校に相談室を設置し、中学校にある相談室は拡充するという話があり、平成9年2月に各教育委員会に通知された。そうした計画の一環として、今回の補正予算に計上された中でこの教室の問題と、心の相談員の問題が出てきた。国に尋ねたところ、小学校の70%、中学校全校において進めていきたいとのことであった。小樽市の事情を考えると、生徒数の多い学校は大変だろうということでまず長橋中の校長に話し、心の教育の重要性について理解を得ながら進めていきたい。

また、夏休みは比較的生徒の登校も少なく、学校の工事を行うのに丁度良いと思うが、どの位置にその教室を設けたらよいか、相談に来る生徒の出入りの際の他人との関係などやはり教職員の意見を聞いて、具体的な作業をこれから進めていきたい。

また、心の相談員はカウンセラーと異なり、治療に力点を置くのではなく児童生徒と対応することによって心のはけ口をつくる、一緒に話をしながら心にくつろぎを与えるという方向で考えている事業である。相談員の配置は、施設の建設と一体になっているとは考えられないし、道教委でその基準や話し方について検討しており、そうした

関連の話も聞きながら、どのような人が適任かについても今後考えていきたい。

佐々木(勝)委員

省エネ対策について

いろいろな節減策を図っているが、庁舎内でどこが減っているか区別し難い電気系統システムで、また、OA化が進むにつれコストがかかっているということも聞くと、省エネはできないとも受け取れる。具体的にはどのような対策を講じていくのか。

総務課長

市民にもゴミゼロ広報等を通じて環境問題の周知・協力を呼びかけると同時に、全庁的な対策については庶務担当課長会議において職員全体で省エネを進めるべく何度か働きかけをしている。比較的小規模の機械化は省エネで吸収できるが、このところ財務会計システム・消防の緊急通信指令システム・戸籍OA化・国保の電算システム等が導入されたことにより、若干増加の傾向にある。各階にメーターが分かれば分析可能だが、その改善だけでも何千万円もかかるため、全庁的な省エネに努める中で負担を減らしたい。

佐々木(勝)委員

少子化対策について

普通出生率と合計特殊出生率という言葉が使われているが、それぞれの定義を示せ。また、平成元年に問題として浮上した「1.57ショック」は、9年後の現在までにどのような経過をたどっているのか。

(企画)山崎主幹

普通出生率とは、年間に人口1,000人あたり何人生まれたかを表した数値で、平成8年度実績で小樽では6.9となっている。合計特殊出生率は、医学的にみて出産可能な年齢層(15~49才)の女性が一生に何人生むかを示すものである。従来より国勢調査実施年に出生率を出している。但、少子化の問題もあり、平成元年から独自に推計しており、それらから小樽の合計特殊出生率は、順に1.10、1.12、1.23、1.16、1.15、1.15、1.13、1.14、1.11となっている。

佐々木(勝)委員

現在、全国では1.39となっている。1.57ですら「ショック」といわれていたが、1.11という数値は危機的と言えるのではないか。

(企画)山崎主幹

人口を維持していくには2.08は必要で、1.39でも危機的といわれている。本市の場合、相当以前から低下してきているが、何故そのようになっているかも含め、その内容を見ながら人口対策の一つである少子化対策の施策・事業の立ち上げを進めていきたい。

佐々木(勝)委員

平成3年には1.23が上がっているが、国でも上昇した年はあるのか。

(企画)山崎主幹

平成6年に1.50となっている。

佐々木(勝)委員

数値が小刻みに上下しているが、その要因を十分に分析する必要があるのではないか。

企画部長

人口減が本市の大きな課題になっており、昭和63年・平成元年・6年と様々な角度から人口対策による分析等をしているが、先般の厚生白書でも子どもの関係についてクローズアップされている。人口対策は一朝一夕には結果が出ないものだが、重要課題と位置付けて取り組んでいる。ご提言の部分についても企画部サイドで分析する中で、エンゼルプラン等もミックスしてさらに充実させていきたい。

武井委員

老人憲章について

制定に向けてのスケジュールを示せ。

懇話会のメンバー構成はどのようになっているか。高校生などの若者も加わってもらいたいと思うがどうか。

制定後はどのように対応していこうと考えているのか。

福祉部長

間もなく報道関係に依頼して懇話会委員の公募について周知し、会を設置して何回か開催した後、9月15日の敬老の日に憲章を発表したいと考えている。

定員10名の内7名は各界代表に依頼し、3名は高校生以上の市民を対象に一般公募としたい。方法については原稿用紙1枚程度に高齢化問題に対する意見を寄せてもらい、選考したい。

本市は高齢化の進展が著しく、憲章は、高齢者の皆さんが安心して暮らしていけるよう、その理念・方向性を示すものであり、制定を機に一層の高齢者福祉の推進に努めていきたい。

武井委員

ホームヘルパーについて

勤務形態が直営と社協とではばらつきがあることについて、社協や関係者と協議したいとのことだったが、その後の経過はどうか。

一元化できれば、その所管をどちらにすると考えているのか。

老人保健福祉計画ではヘルパーの目標値は118名となっているが、今後市民ニーズに合わせた対応をしていきたいとのことだが、一元化されるとどちらが採用するのか。

介護保険法が具体化されると、以前からあったゴールドプランはどのように変わっていくのか。あるいは、あくまでも進めていくのか。

福祉部長

当初、夜間・早朝・休日の需要を見込んで社協のヘルパーを位置付け事業展開したが実態は必ずしもそうではなく、現在は労使協定の問題も含め引き続き話し合いをしているところである。

社協に委託することが行革になじむかという議論もあり、市直営がよいか社協がよいかあるいはそれ以外の法人がよいか、関係組合と現在協議中である。

運営先が決まった段階できちんと説明したい。

介護保険とゴールドプランとの整合性はまだそれ程議論されていない。今後、老健計画の見直しを通じて整合性を図り調整していきたい。なお、3定の予算でお願いしている実態調査・高齢者ニーズを調査して反映させていきたい。

武井委員

一元化するにあたり、所管を一旦は市が吸収した後、改めて今後の採用については社協に委託するのか。

福祉部長

組合と協議に入ったばかりで確定的なことはまだ言えないが、移管については、介護保険導入以降、現在やっているようなホームヘルプ事業を市直営では行わず、市はあくまで連絡調整機関として役割分担していきたいと考えている。受け手としては、社協あるいは民間法人があるが、組合との交渉もこれからであるし、委員ご指摘のような選択肢もあろうかと思うが、市のヘルパーを社協なりに一旦移管してそこで労働条件等詰める方法と、社協に委託している14名を一旦市嘱託に変更する等いろいろ難しい問題はある。選択肢は何通りか考えられるが混乱のないよう進めるには手順としてはまず一本化してからと考えており、組合とも協議している。

武井委員



稲穂沢地区のバス停設置について

陳情第45号が採択された後、中央バスとの交渉経過はどうなっているのか。また、信号機設置について、公安委員会はどのように考えているのか。

総合サービスセンター所長

長橋バイパスは交通量が多く、バス停新設には交通安全上バスベイ設置が必要であることから、道路管理者である開建によって、その工事を7月初旬から10月中旬まで行うものとして既に発注されている。バス停の供用開始については中央バスと協議したい。

市民部長

長橋線からバイパスに抜けるスーパーシガ付近部分について、公安委員会と頻りに協議を重ねた中では、「一定条件が整理されれば…」という姿勢も見えてきているので、再度詰めていきたい。

武井委員

病院のテレビと電磁波について

病室に設置されているテレビの電磁波が人体に与える影響について調査したことはあるか。また、定期検査をしているのか。また、テレビカードの不良品について点検を行っているか。

(樽病)総務課長

携帯電話については医療機器に影響があるため院内での使用を制限しているが、それに比べると、テレビ等の電気器具が発する電磁波は微々たるものと聞く。但、平成9年に、郵政省が電磁波の影響を調査するセクションを設けたというので、その結果次第では検討を要するかもしれないと思う。

テレビカードの定期検査は、特に行ってはいない。使用者がジュース等をこぼしてそのまま本体に挿入したために作動しないというケースが多く見られるが、本人の申し出に沿って対処している。

武井委員

6人部屋で真ん中のベッドの場合、テレビとの間隔は30cmしかなく電磁波は相当強いと思うので、納入業者にも申し入れてほしい。また、カードは度数の半分しか使えない不良品が中にはあるのでチェックしてほしい。

ヒルトンホテルの地元雇用について

来年オープンに向け、6月18日に採用説明会を開催すると聞かすが、対象は大・短・専卒のみで高卒者は含まれてないが、この点はどうなっているのか。

(築港)長川主幹

今回は、来年3月卒業者を対象にした第1弾である。グレードの高いサービスを提供するため、基本的に新規高卒者には無理との判断があるが、市からも雇用情勢・地元の要望を再三訴えてきた結果、先般、ヒルトン人事部から高卒枠も考えているとの回答を得た。

今後は、職安や経済部とも連携をとり地元雇用に努めていきたい。

武井委員

高卒枠は何名となっているのか。

(築港)長川主幹

7月中旬から8月にかけて英国人のゼネラルマネージャーが支配人として着任する予定だが、それまで東京ヒルトンの支配人が任に当たっている。その東京ヒルトンに尋ねたところ、20人程度採用したいとのことである。なお、大卒以下100人規模の採用を考えていると聞いている。

武井委員

市長の立候補表明について

千歳市や倶知安町では、すでに現職が来年立候補を表明しているが、新谷市長としてはどのように考えているの

か。

市長

任期満了までまだ日数もあり、立起するか否かを決定する時期には至っていないと思っている。現時点では、任期一杯全力をあげて職務を全うしたいという気持ちであり、今後慎重に検討して態度を決めたい。

武井委員

いつ頃までには決めたいと思っているのか。

市長

余り遅くならないうちに決めなければならないと思う。

秋山委員

いじめ・不登校問題について

昨年と比較すると減少しているというが、その原因は何と考えているのか。

(教育)指導室長

いじめ・不登校の問題は依然として緊要な問題と考えている。特にいじめの問題については各学校で、子ども一人一人から目を離さず子どもの良さや可能性を伸ばす教育の推進をお願いしている。減少の原因については、毎月の校長会での指導や小中学校の生活指導担当者による生活指導委員会への助言など、また、特に教員の研修についてはいじめや不登校への取り組みや専門家を呼んでの教育講演会を通じての取り組みなどがあげられる。

しかし、基本的には各学校において日常的に先生が子どもたちとじっくりふれあう中で心の悩みを受け止めるなどの取り組みの結果であると考えている。

秋山委員

今後もこの減少傾向が続くという要素はあるのか。

(教育)指導室長

全国的にみると、不登校は依然として予断を許さない状況で、いじめについては減少したといっても全国の小中高、特殊教育諸学校で約5万2,000件程発生しており、まだまだ深刻な状況にある。今後も家庭や地域と連携を深めながら取り組むべき重要な問題があると考えている。

秋山委員

校内暴力が平成9年度で6件あったと聞くと、8年度・10年度はどうだったのか。

(教育)指導室長

校内暴力については平成9年度は6件で喧嘩を原因とした生徒間暴力や器物損壊などがあげられる。平成8年度は3件でやや減少していた。今年度については喧嘩等の報告を受けているが学校側が本人・保護者と緊密に連絡をとって対応している。まだまだこれからも油断しないように各学校に指導している。

秋山委員

人間関係が希薄であるとか、学校が子どもたちの多様な実態に十分に対応できていないということが、それらの原因と考えているのか。

教育長

いじめについては、刃傷沙汰があって以来全国的に若干沈静化している。これは先生方がそこまで及んでは大変だということで、規範意識や仲間を大切にする教育の提供が功を奏したのだらうと思う。しかし、不登校や校内暴力は依然不透明で、人間関係の希薄さもあるが、家庭の教育力・学校の対応も大変難しくなっている。学校教育法施行令の20条で、1週間休むと学校から教育委員会に報告があり、家庭に対し登校を促すシステムになっているが、3年ほど前から文部省は、登校を促すことは却って学校復帰の妨げになることもあるので来ないことを容

認する姿勢に変わっている。それで、病気などでずるずると1年間不登校になってしまうという不透明な状態も出てくるので、そのように答弁させていただいた。

秋山委員

家庭・地域・学校が互いに連携を深めてきているというが、今の話とは合わないのではないか。

教育長

家庭の教育力が若干低下し、学校が熱心に電話をかけたたり家庭訪問をしても難しいということで、基本に戻り家庭・地域・学校の一体感というわけだが、国が最近打ち出した「心の教育」というのも、そういう問題であり、小学校に相談室を設けるとか、中学校の既設の相談室の拡充だとか、保健室との連携もそうであるし、他にも地域のボランティア・主婦・青少年教育指導者の参加も得て対応したい。これが軌道に乗れば若干違ってくるのではないかと期待している。

秋山委員

総務庁が児童生徒・教師3万6,000人を対象にアンケートをとったところ、いじめをうけた子どものうち40%が近くに相談する人が誰もいないため我慢したと回答している。また、誰も自分のことを認めてくれないとも感じている。じっくりと対応した結果、減少してきたというが、果たしてそう言えるのか。

教育長

子どもの我慢する力もかなり働いており、親にも問題が見えていないケースも相当あると考えられる。しかし、学校は児童生徒を守る必要があるので、登下校時・授業中も子どもの実情把握に目を配り、声をかけ、そうした努力の結果が沈静化の方向の一助にもなっていると思う。

秋山委員

現状で先生が子どもの言うことを一つ一つじっくり聞いてあげる余裕はあるのか。

(教育)指導室長

各学校においては、子供たちと話し合う教育相談を行う計画を立てているが、ときにはチャンス相談や呼びだし相談を行い、心の悩みを抱える子どもと話し合う機会を設けている。教育委員会として、各学校にその回数を増やすようお願いしている。但、実態としては、例えば中学校などではクラブ活動などの大会の時期になると難しい状況になることもある。

教育長

率直に言って、先生方は大変忙しく苦勞しており、それで国のほうでも心の相談員システムということで、週2日半日ずつ学校に行って先生のお手伝いをするということを考えている。教育委員会は基本的には、第6次改善計画-40人学級の完成を、国の財政改革により3ヶ年と延長したが、早期達成がむしろ基本的問題であり、そうした教職員配置についても要望しているのでご理解願いたい。

秋山委員

我々としては、20~25人学級を提言しており、一日も早く安心して教育できる場をつくってほしい。また、心の教室の問題について、先程来のやりとりは先生の側に立っているように聞こえた。親の立場からすれば、子どもが安心してどんどん相談できる場を学校につくってほしいと思うがどうか。

教育長

長橋中の相談室については、位置を含めて生徒の相談しやすい環境について、これから先生方のご意見を聞きたいと思う。既にある教育相談室を軸にして、スペースを広げて相談体制もより深いものにしたいと考えている。

秋山委員

各校には配置されないのか。

教育長

3ヶ年程度で中学校に配置していきたいというのが国の計画であるが、全道の実態を見るとなかなか難しい状況もあるので、今年度の状況を見ながらどのように対応すればよいかさらに皆で考えて、国や道にも話していきたい。

秋山委員

ボランティア活動について

市内で取り組んでいる学校はあるのか。

(教育)指導室長

特別活動の中の学校行事であるとか、クラブ活動の中の奉仕的活動という位置づけで、各校の実態に応じて取り組んでいる。現在市内では、地域の通学路などの清掃活動・養護老人ホーム訪問・吹奏楽部が病院訪問などを行っている。

秋山委員

学校数については具体的に把握していないのか。

(教育)指導室長

老人ホーム・福祉施設のボランティアについては中学校2校、吹奏クラブが中学校1校ユニセフ募金・赤い羽根募金等のボランティアが小学校と中学校で各1校、クリーン作戦については中学校6校ほどが行っている。

秋山委員

まだまだ限られた一部の学校・子どもたちしか取り組んでいない。ボランティア活動が社会性や思いやりの心の育成にもつながることからして、ぜひ科目に取り入れてほしいと思うがどうか。

(教育)指導室長

現在、教育課程審議会の中で21世紀に向けた新しい教育課程が審議されており、その中で総合的な学習時間が新しく取り上げられるようである。この時間は各学校で計画をして内容を取り上げるような扱いになっており、ボランティア活動についても考えられるようになってきているようである。今後それらを含めながらボランティア活動の充実を検討したい。

教育長

ボランティアは自ら思い立ってやるところに力点があり、先生方が子どもたちに押しつけるようなことになってはいけないと思う。例えば、高校の入学選抜の小冊子の中に「ボランティアをやってますか」という項目があって、そのために一生懸命仕事をしたいと言う傾向も一部見られる。それよりは長い目でじっくりと自発的に入っていくことをすすめるよう、「研修」ではなく「啓発」とした。

佐野委員

長橋なえぼ公園について

総事業費約15億円で、自然観察公園として整備した。市民の憩いの場であり、広く自然に親しむための公園であるし、地域にとっても大事な公園である。にもかかわらず、公園への案内板が無く、幹線道路からの誘導標識も長橋線に1カ所だけである。やはり、旧国道5号線・その他の幹線道路・小樽駅・観光マップ等にもっとアピールしてもよいのではないか。

過日、市長と町内会との懇談会において、公園を縦断する近隣の生活道路がそのままになっており、園内の景観に配慮しつつももう少し整備してほしいとの意見があったと聞く。今後はどのような方向で考えているのか。

幸1丁目近隣住民の生活排水が、園内を流れる二ツ目川に流入しており、下流では子供たちが水遊びもしている状態である。いつまでも放置しているわけにもいけないと思うが、どのような目処で下水道整備を考えているのか。

公園課長

5月末現在で自然館入館者数が8,600人に達している。迷わず来園してもらうためには誘導標識がやはり必要である。今年あるいは来年には何カ所か設置を予定しているが、苗穂を中心とした周辺全体になると位置等を決定していないので検討したい。

園内道路については、道内でも珍しい自然生態観察公園であるため、アスファルト舗装は考えていない。自然を損なわないことを念頭に整備していきたい。

公園区域までは下水道管が入っている。ただそれから上は農水省の土地であり、現在その払い下げの話があって、その推移をみる必要から今しばらく時間をいただきたい。

佐野委員

小樽観光について

多くの修学旅行生が来樽しているが、業者の中にはその子供達を相手に、試食をさせて代金は着払いで買い物をさせ、届いたものは傷んでいたというケースもあると聞く。「おもてなしの心」から考えても如何かと思うし、「一事が万事」ととられかねない問題であるので、行政としても、中高生相手の着払い方式での高価品や生鮮品の販売方法は差し控えるように指導すべきではないのか。

経済部次長

実態をよく調べて対応したい。

佐野委員

デリケートな問題なので実態は調べようがないと思う。だからお互いにそうした意識を持っていこうと、きちんと注意していくべきではないか。

経済部長

特に中高生を相手にそうした考え方を持っているとするれば、大きな問題であるし、商売の仕方としても率直に言っておかしな売り方だと思う。「一事が万事」で良くない評判が口コミで広まってしまっても懸念されるので、至急、観光協会等の関係団体にも伝えて注意を喚起したい。

委員長

質疑終結。

休憩 午後5時21分

再開 午後6時30分

委員長

これより討論に入る。

高階委員

日本共産党を代表し、議案第1号・第12号・第16号に反対する主な理由を述べる。

まず、農協支援については、市が財政難で行革の真っ最中であり、また、農協の財政難の本質的な部分のディスクロージャーも十分ではなく、その中での支出は問題である。農協が全国的に合併の動きを見せているのは、国の政策のまずさが原因にあるにも拘らず、一地方自治体が支援するという事は問題である。

住民訴訟に関しては、市民は非常に高い買物をさせられた上に今度は弁護士料もというのでは、二重の負担を強いられることになる。

景気対策については、追加された補正予算にはOBC関連事業が含まれており、これは築港再開発156億円の一部であると理事者も認めている。理事者も与党もこの中身が分からなかったという。議会運営の正常化をこれまでも何度も訴えてきたが、与党も議会の一員として毅然とした態度をとってほしい。そもそも公共事業自体、従来型のワンパターンで果たして効果があるか疑問を持つ。本当に今困っている地元業者や市民の暮らし、市財政のことを考えるならもっと即効性のある手立てを、市が主体的に対策を講じるべきである。

委員長

討論を終結し、これより順次採決する。

採決の結果、議案第1号、第12号、第16号については賛成多数により原案可決と、その他の案件については、議案は原案可決と、報告は承認とすることにいずれも全会一致で決定した。

閉会宣告。